

宇城市「地域おこし協力隊（シティプロモーション）」募集要項

宇城市では、市の地域資源をSNSなどで情報発信し、認知度向上による定住人口の獲得につなげる活動を行うため、「地域おこし協力隊」を募集します。

| | |
|----------|---|
| 1 募集人数 | 1名 |
| 2 活動内容 | <p>市内の地域資源を発掘し、それらを情報発信の主軸として市の課題となっている、移住定住の促進につなげるため、次のような内容を進めていただきます。</p> <p>(1)魅力調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とのネットワークづくり（地元行事、研修会等の参加など） ・地域資源（魅力あるモノ、ヒト、コト）の素材調査 <p>(2) 情報発信ツール（方法）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回程度係に報告、検討会 ・市の認知度向上のための企画立案（企画書作成、係にプレゼン等） <p>(3) コンテンツ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真、画像、動画の編集など <p>(4) 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の情報発信ツール等を使用しての定期的な情報発信等 例：移住者の視点から市外の人をターゲットにSNSを発信（3日に1回程度写真、動画などを投稿/市の既存アカウントまたは独自アカウント） <p>(5) 分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な情報発信の研究・分析・効果測定（月1回程度のSNS媒体等の効果測定） <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対してのSNSなどマーケティングの指導、研修等 ・協力隊としての研修参加（年間2回程度） ・定期打合せ（週1回） ・協力隊としての書類作成 ・年間計画の作成 |
| 3 求める人物像 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊としての活動を楽しんでくれる人 ・目標に向かって常にポジティブな人 ・地域住民や地域団体と積極的にコミュニケーションがとれる人 ・新しい視点でアイデアを生み出し、積極的に提案ができる人 |
| 4 応募資格 | <p>次の要件をすべて満たす人が応募できます。</p> <p>(1) 過疎・山村・離島・半島地域以外の3大都市圏をはじめとする都市地域等（政令指定都市も含む）に在住している方で、採用決定後に宇城市に住民票を異動できる人</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>(2) 18歳以上の人</p> <p>(3) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない人</p> <p>(4) パソコンの操作ができる人 (Word、Excel、メール等)</p> <p>(5) SNSの運用や動画編集に興味がある人</p> <p>(6) 普通自動車運転免許を有し、運転に支障がない人</p> |
| 5 提出書類 | <p>①履歴書 (市販のもので可。写真添付)</p> <p>②「SNSによる魅力発信」というテーマでレポートを作成し提出してください。</p> <p>様式、枚数は任意です。(パソコンでの作成も可)</p> <p>※なお、提出された書類は返却しません。</p> |
| 6 提出先 (問い合わせ先) | <p>〒869-0592 宇城市市長政策部企画課 広報プロモーション係</p> <p>Email:kohopromotion@city.uki.lg.jp</p> <p>電話 0964-32-1902 (企画課直通)</p> |
| 7 選考方法 | <p>(1) 第1次選考 提出書類にて選考のうえ、結果を文書で通知します。</p> <p>(2) 第2次選考 第1次選考合格者について、WEBで面接を行います。 日時など詳細は、第1次選考結果通知時にお知らせします。 ※合否については、第2次選考終了後、文書にて通知します。</p> |
| 8 勤務条件等 | <p>(1) 主な活動場所 宇城市役所 (市長政策部企画課)</p> <p>(2) 雇用形態 宇城市地域おこし協力隊として委嘱 (副業可)</p> <p>(3) 報酬 ・一般 月額266,000円 ※但し、宇城市地域おこし協力隊設置要綱の改正により支給方法や支給額が変更される可能性があります。</p> <p>(4) 待遇 市との雇用関係はなく、社会保険、雇用保険等はありません。</p> <p>(5) 活動日及び活動時間 月16日間 (原則、平日週4日) 8時30分から17時15分まで (うち休憩時間1時間) ※時間外、土日等に活動をした場合は、原則、同一月内で振替調整します。</p> <p>(6) 委嘱期間 委嘱日から1年間 (最長3年まで延長可能)</p> <p>(7) 住居費 月額50,000円を上限として補助</p> <p>(8) 活動費 予算の範囲内で補助 ※車両借上料は、月額25,000円を上限として補助</p> |
| 9 その他 | <p>①活動内容については、状況に応じ変更になる場合があります。</p> <p>②選考時にかかる費用 (郵送料、通信費等) 及び任用決定後の住居の移転にかかる費用等は個人負担になります。</p> <p>③勤務条件等の詳細については、「宇城市地域おこし協力隊設置</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>要綱」及び「令和5年度宇城市地域おこし協力隊補助金交付要綱」をご確認ください。なお、<u>要綱等は令和7年4月1日に改正を予定しており、内容が変更となる可能性があります。</u>)</p> |
|--|---|